# 天城町農業委員会１１月定例総会議事録

１　開催日時　　令和　５年　１１月　１５日　（水）　１３時３０分

２　場　　所　　天城町役場　別館会議室

３　出席委員　１８名

| 番号 | 集　落 | 氏　　名 | 番号 | 集　落 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 11 | 平土野 | 里村　清志 |
| 2 | 松原西区 | 中島　正博 | 12 | 兼久 | 平野　勝哉 |
| 3 | 松原西区 | 政　弘幸 | 13 | 兼久 | 上松　初美 |
| 4 | 松原上区 | 麓　福太郎 | 14 | 大津川 | 宝山　照助 |
| 5 | 前野 | 池上　雄二 | 15 | 瀬滝 | 奥　好生 |
| 6 | 岡前 | 小林　耕作 | 16 | 瀬滝 | 吉川　貴也 |
| | | | | | |
| 8 | 浅間 | 元田　秀満 | 18 | 三京 | 若山　秀也 |
| 9 | 天城 | 貞山　博一 | 19 | 西阿木名 | 仲　公男 |
| 10 | 天城 | 永井　学 | | | |

４　欠席委員
　　１番　前田　真智子　　７番　勝尾　真一　　１７番　岩元　聡

５　事務局　　３名

| 番号 | 役　職 | 氏　　名 | 番号 | 役　職 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 事務局長 | 芝　健次 | 2 | 主任 | 中山　一輝 |
| 3 | 主任 | 中島　大地 | | | |

６　参加者　　０名

| 番号 | 所　属 | 氏　　名 |
|---|---|---|
| | | |

７　会次第

（１）会長あいさつ

（２）議事事項
・議事録署名委員の指名について
・会期の決定について
・議案第２３号　農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
・議案第２４号　農地法３条許可申請について
・議案第２５号　農地法５条許可申請について
・議案第２６号　非農地証明願申請について

（３）報告事項等
・その他（協議会等）

（次第書）　　令和５年１１月１５日（水）　開議１３時３０分～

（事務局）　配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりましたので、定例総会を始めたいと思います。仲会長、よろしくお願いいたします。

（仲会長）　仲会長のあいさつ

（あいさつ後着席して定例総会に入る。）

＊本日の定例総会に、（　前田委員、勝尾委員、岩元委員　）から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は　１６　人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和５年１１月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

---

日程第１　議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第１８条の規定により、貞山委員、永井委員を指名します。

日程第２　　会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日１日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

---

日程第３　　議案第２３号天城町農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号８１番と８２番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

まず、申請番号８１番について池上委員、小林委員お願いします。

小林委員　　申請番号８１番について説明します。参考資料の１ページをご覧ください。スナックＫ１の道挟んで隣になります。前

から倉庫は建っているんですけど今回変更許可申請となりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

貞山委員　すいません確認なのですが前から倉庫が建っていたとのことですが何の倉庫ですか。

小林委員　トラクターやハーベスターを入れてます。

貞山委員　分かりました。

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

これで質議を終わります。

これから、申請番号８１番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８１番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号８２番について担当委員の調査報告を求めます。

池上委員、小林委員お願いします。

小林委員　申請番号８２番について説明します。場所は先ほどの隣になります。そこも倉庫建ってて今ハーベスターとトラクターが入っている状態です。今回申請となりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８２番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８２番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

---

日程第４　議案第２４号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号８３番から８９番までの説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号８３番について担当委員の調査報告を求めます。

若山委員お願いします。

若山委員　申請番号８３番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。参考資料は２ページ目になります。場所は当部の公民館、当部分校跡ですね。上と下の方になります。以前に譲受人の方でサトウキビを植えていました。境界等もはっきりしているので特に問題ないと思います。皆様のご審

議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８３番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８３番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８４番について担当委員の調査報告を求めます。

元田委員お願いします。

元田委員　申請番号８４番です。天城の長竿地区なのですが、譲渡人と譲受人は同級生ということで譲渡人が大阪の方に働きに出ておりまして譲受人の方が同級生ということで２０年ほど小作をしている状況です。現在は譲受人の方が畑を借りてサトウ

キビを植えてあります。参考資料の３ページ目をご覧になっていただきたいと思いますがあそこらへんは県営畑総地区が完成しておりまして境界とかははっきりして何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８４番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８４番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８５番について担当委員の調査報告を求めます。

吉川委員、お願いします。

吉川委員　　申請番号８５番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係は親子になります。場所は参考資料の４ページをご覧ください。兼久小学校の北側と西側になります。境界等もはっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります

これから、申請番号８５番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８５番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８６番について担当委員の調査報告を求めます。

奥委員、お願いします。

奥委員　　申請番号８６番について説明します。譲渡人は法人、譲受人は個人になります。場所は参考資料の５ページ。農業センター敷地から町営住宅に入って昔オアシスという食事処があったんですけどここらへん農業センターを含めて地籍が入っていなくて非常に境界についてははっきりしないところなんですけども今回は登記簿上の贈与等いう形で権利者所有権移転ということですので何ら問題ないと思いますので皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８６番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８６番は審議の結果、これを認めること

に決定しました。

次に、申請番号８７番について担当委員の調査報告を求めます。

若山委員　若山委員、お願いします。

申請番号８７番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はありません。譲渡人の方が農業を辞められるということで譲受人への売買との話になったみたいです。参考資料の６ページの方が戸森ですね。線刻画の近くになります。７ページ目が京朝で囲ってあるところになります。両方とも境界等はっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８７番について採決します

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８７番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８８番について担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員　貞山委員、お願いします。

申請番号88番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係らしいです。場所は参考資料の8ページをご覧ください。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。現在牛の草が植えられております。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８８番について、採決します

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８８番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８９番について担当委員の調査報告を求めます。

元田委員、お願いします。

元田委員　申請番号８９番について説明します。申請地区は天城の長竿地区になりましてここらへんはまだ県営畑総が上のほうのみで申請場所は町の団体営が入っているところなんですけど実際参考資料のですね9ページになります。現在は牛の草餌料を植えてあります。現場を確認してきたところ道路よりも1メートルぐらい上がっておりまして周りとの境界もはっきりしておりまして防風垣の木が植栽されておりまして何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）　　（質疑があった場合）

質疑なしと認めます。　　他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８９番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号８９番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第５　議案第２５号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号９０番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、申請番号９０番について担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員、元田委員、お願いします。。

元田委員　現地を確認してきたところ畑自体の面積は大きくて区分けをしてですね譲受人に売り渡したみたいです。譲渡人に確認したところ境界等も本人たち立ち合いの下で境界杭を設定してあるということであります。この件に関しても参考資料の

１０ページ目をご覧いただきたいと思います。平和通りのちょうど角にあたります。現在は残りの畑では譲渡人のほうでサトウキビを植えてありますが申請地のほうでは牛の草を植えてあります。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号９０番について採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号９０番は審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第６　議案第２６号　非農地証明願い申請についてを議題とします。

事務局に申請番号９１番と９２番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、申請番号91番に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、永井委員、里村委員お願いします。

永井委員　申請番号91番について説明します。参考資料は11ページになります。畑総地区から外れている土地でそのまま放置されているところです。山のようになっています。非農地として判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。

貞山委員　補足ですが、山の中に境界杭がちゃんと打たれています。確認しております。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手でお願いします。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号９１番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号９１番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号９２番に対する担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、政委員お願いします。

中島委員　申請番号９２番について説明します。参考資料の12ページをご覧ください。場所は松原から与名間方面に向かっていきましてフェニックスの入り口から１００メールほど手前に道が大きくなっているところがあるのですがその道から海に５０メートルほどコンクリート舗装があるのですが別紙の写真が現況なんですが自分は９日の夕方に現地を確認しました。午前中に前田委員と政委員が確認してあります。マ所の真ん中のほうに石があって周りが原野化されておりこれから耕作するにしても困難であるため非農地証明の申請となりました。問題はないと思いますが皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手でお願いします。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号９２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号９２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

---

日程第７　諸報告を行います。

お手元に配布してありますのでお目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

（協議会）

協議事項等ございませんか。

（協議事項等）

事務局より連絡等ありませんか。

（事務局の連絡等）

（事務局）　それでは、事務局より連絡事項を申しあげます。

（事務局の連絡事項等の説明）

事務局からは以上です。

（仲会長）　次回の定例総会は、１２月１５日、金曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和５年１１月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会　14　時　5　分